

議案第 1 6 7 号

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例

川崎市勤労者福祉共済条例（昭和 4 9 年川崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「成人祝金」を「2 0 歳祝金」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

成人祝金の名称を 2 0 歳祝金に変更するため、この条例を制定するものである。